

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

茨城国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年6月まで
② 昭和46年4月から同年5月まで
③ 昭和46年6月から53年2月まで

申立期間①及び③の国民年金保険料については、A市役所において、それぞれ後からまとめて納付し、申立期間②の保険料については、同市役所において、継続して納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は2か月と短期間である上、申立人は、各申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和38年7月以降の保険料を継続して納付していることから、現年度納付が可能であった申立期間②の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①を含む昭和37年10月から40年3月までの保険料を同年9月にまとめて納付したと主張しているが、A市役所が管理する申立人に係る国民年金保険料の検認記録により、申立期間①の直後の38年7月から40年3月までの保険料を同年9月に過年度納付したことが確認できることから、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間③の保険料について、昭和53年3月にまとめて納付したと主張しているが、35年10月にB市(当時)において取得した強制の国民年金被保険者資格を46年6月30日に喪失し、その後、53年3月23日に任意の同資格を再取得したことが確認できることから、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間③の保険料を納付

することはできず、申立期間③については厚生年金保険加入者との婚姻（昭和37年2月）による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有していないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間①及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、親に勧められて昭和 59 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、57 年 9 月までさかのぼって被保険者資格を取得した。

申立期間①の保険料については、郵便局で 4 万円くらいを納付した記憶があり、申立期間②の保険料については、納税組合を通じて納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る納付書が送付されてきたことから、郵便局において申立期間①の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人は、昭和 59 年 4 月から、同郵便局の近くの事業所に勤務していたことが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、かつ、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、59 年 1 月 17 日又は同年 1 月 18 日と考えられ、この時点では、申立期間①の保険料については、過年度保険料であることから同郵便局において納付することが可能であった上、申立期間①の保険料額についても、申立人が主張する額とおおむね一致するなど、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間①は 7 か月と短期間である上、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

2 一方、申立人は、昭和 60 年 1 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、納税組合を通じて申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録では、同年 5 月 30 日に 59 年 12 月 29 日までさかのぼって国民年金被保険者資格が取得したことが確認できることから、この時点では、申立期間②の保険料については過年度保険料となるところ、過年度保険料については、通常、日銀歳入代理店に指定されている金融機関において納付するのが一般的であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、その両親が納税組合を通じて申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から同年11月までの期間及び40年2月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで
③ 昭和41年11月から43年12月まで

私は、昭和36年ごろ、妹に勧められて国民年金に加入し、区役所の窓口において国民年金保険料を納付してきた。結婚後については、夫の分と一緒に保険料を納付した。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は9か月と短期間である上、申立人は、各申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、年度内において納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずの国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在せず、行政側の申立人に係る台帳管理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間②の前後の保険料については納付済みとなっていることから、申立期間②の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 しかしながら、申立人は、申立期間②のうち、昭和39年12月から40年1月までの期間については厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

- 3 一方、申立人に対する国民年金手帳記号番号については、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和40年4月及び45年3月以降にそれぞれ払い出されているが、これらの時点では、申立期間①及び③の大半については時効により保険料を納付できず、更に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。
また、申立人は、申立期間①及び③の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①及び③の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
さらに、申立期間①及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から同年11月までの期間及び40年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間の保険料については、妻と一緒に納税組合を通じて納期ごとに納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の前後において申立人の仕事や生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間の保険料については、夫と一緒に納税組合を通じて納期ごとに納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の前後において申立人及びその夫の仕事や生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①の保険料については、第 2 回特例納付により A 町役場（当時）において納付し、また、申立期間②の保険料については、定期的に納付していた。

このため、両申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 町役場から葉書による第 2 回特例納付に係る案内を受けて、同町役場の窓口において申立期間①の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人は、申立人あてに送付された「国民年金保険料の納付について」の葉書を保管しており、この葉書には、同町役場が昭和 49 年 2 月 26 日及び同年 2 月 27 日に町内の公民館において保険料の収納を行う旨が記載されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、第 2 回特例納付により申立期間①の保険料を納付したとする昭和 49 年当時、その夫から家計費として毎月約 15 万円を受け取っていたと主張しており、かつ、申立人の夫については、昭和 51 年 4 月から勤務した会社における厚生年金保険の標準報酬月額が当時の最高額である 32 万円であったことが確認できることから、申立期間①の保険料 5 万 4,000 円を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべ

て納付している上、一部の保険料については前納し、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っているなど、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

- 2 一方、申立人は、定期的に申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間②の直前の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの保険料については、時効になる間際の 63 年 10 月に過年度納付し、この次に保険料を納付した時期が平成元年 6 月（納付対象期間：昭和 62 年 10 月から 63 年 4 月までの保険料）であることが確認でき、この時点では、申立期間②については時効により保険料を納付できないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の夫に係る申立期間②の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年11月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月17日から同年12月6日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和40年11月17日から同年12月6日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社に入社してから退職するまで継続して勤務しており、申立期間当時、40年11月17日付けで同社D支店から同社C支店に異動したと記憶している。また、その際の給与は、転属先の同社C支店において同月25日に月給として支給されたと記憶している。給与明細、源泉徴収票などの厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無いものの、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職した際にE社（平成元年にA社から商号変更。現在は、B社。）から交付された履歴書、B社が管理する退職者個人記録カードの記録及び雇用保険の加入記録により、入社してから退職するまでA社に継続して勤務し、昭和40年11月17日付けで同社D支店から同社C支店に異動したことが確認できる。

また、B社からは、A社に勤務していたのであれば、当然、社会保険に加入し、社会保険料を全従業員一律に給与から控除していた旨の回答が得られたことから判断すると、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和

40年12月の資格取得時の記録により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間に係るA社C支店の複数の同僚に係る厚生年金保険の記録においても、同様のケースが確認できることから、申立人が同社D支店から同社C支店に異動した際も、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出が適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
私は、昭和44年8月に国民年金手帳を受領して以降、定期的に保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、定期的に保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の直前の昭和61年7月から同年9月までの保険料については、時効になる間際の63年10月に過年度納付し、この次に保険料を納付した時期が平成元年6月（納付対象期間：昭和62年10月から63年4月までの保険料）であることが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人が一緒に納付したとするその妻に係る申立期間の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 63 年 3 月まで

毎年、納税組合が、組合員全員の国民年金保険料分を農協から借り入れて、農協を通じて保険料を役場に一括して前納していた。秋に米を供出した際に、納税組合の役員が、米の販売代金から保険料分を差し引いて農協にその借入金を返済していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

平成元年 6 月に、申立人に対し、社会保険事務所より過年度納付書が発行されたことが確認できることから、この時点では、昭和 62 年度の保険料が未納であり、20 歳のときから毎年保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその次の払出時期により、昭和 62 年 9 月ごろと考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を工面していたと主張しているが、申立人の父に係る国民年金加入期間の大半の保険料が未納である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

私が昭和 44 年ごろに会社を退職後、母が、A 町役場（当時）において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、両親が、納税組合を通じて納付していた。私は、申立期間当時、会社を退職して間もなかったため、習い事の月謝や保険料を払う余裕が無く、両親に保険料を納付してもらうたびに辛い思いをした記憶がある。当時の納税組合に関する資料等はないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和 44 年ごろ、その母が A 町役場において国民年金の加入手続を行い、その両親が納税組合を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者異動記録簿及び前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、46 年 6 月と考えられ、この時点では、申立期間の一部の保険料については、過年度保険料となり、通常、日本銀行歳入代理店に指定されている金融機関において納付するのが一般的であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、その両親が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父は既に他界し、その母も高齢により当時の状況について聴取できないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和28年4月から29年4月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B工場では、C係を務め、Dという作業をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社からは、申立人に係る関係資料については残存していない旨の回答であったため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番があるものの、欠番部分の期間及びその前後の期間に係る厚生年金保険記号番号払出簿にも申立人の名前は無かったことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間当時のA社における上司として名前を挙げた者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には名前があるものの、連絡先が不明であるため、当時の状況について証言を得ることができない。

また、申立人がA社B工場に入社したとする昭和28年4月に近接した時期に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、存命中であり、かつ、連絡先が判明した3人に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなか

った。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。